

○ひたちなか市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成8年6月24日

規則第21号

改正 平成13年3月30日規則第17号

平成17年6月17日規則第35号

平成18年12月7日規則第74号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指示の方式)

第2条 法第7条第2項の規定による指示は、指示書（様式第1号）により行うものとする。

(特定建築物の所有者に対する報告の請求等)

第3条 法第7条第4項の規定による報告の請求は、特定建築物報告請求書（様式第2号）を交付して行うものとする。

2 特定建築物の所有者は、前項の請求を受けたときは、当該請求書を受け取った日から起算して2週間以内に、特定建築物報告書（様式第3号）に関係図書を添えて市長に報告しなければならない。

(計画の認定に係る建築主事への通知)

第4条 法第8条第8項の規定による通知は、建築物計画認定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(認定を受けた計画の変更申請等)

第5条 法第9条第2項において準用される法第8条第1項の申請は、認定計画変更認定申請書（様式第5号）に変更に係る省令第2条の表に掲げる図書を添えて行うものとする。

2 市長は、法第9条第2項において準用される法第8条第3項の規定により計画の認定を受けた計画の変更を認定したときは、速やかに、その旨を認定計画変更認定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

(認定事業者に対する報告の請求等)

第6条 法第10条の規定による報告の請求は、認定建築物報告請求書（様式第7号）を交付して行うものとする。

2 認定事業者は、前項の請求を受けたときは、当該請求書を受け取った日から起算して2週間以内に、認定建築物報告書（様式第8号）に関係図書を添えて市長に報告しなければならない。

(改善命令の様式)

第7条 法第11条の規定による命令は、認定建築物改善命令書（様式第9号）により行うものとする。

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、法第12条の規定により計画の認定を取り消したときは、認定事業者に対し、認定計画取消書（様式第10号）により通知するものとする。

付 則

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第17号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日

(特定建築物の所有者)
殿

ひたちなか市長



- 1 特定建築物の位置
- 2 特定建築物の用途
- 3 特定建築物の規模

上記特定建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第6条の規定による必要な(耐震診断及び)耐震改修が行われていないと認められるので、同法第7条第2項の規定により次の措置について指示します。

(措置)

(指示の理由)

様式第2号(第3条関係)

特定建築物報告請求書

指令第 号

特定建築物の所有者の住所
又は主たる事務所の所在地

特定建築物の所有者の氏名
又は名称及び代表者氏名

- 1 特定建築物の位置
- 2 特定建築物の用途
- 3 特定建築物の規模

上記特定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第4項の規定により次の事項に関し報告を求めます。

年 月 日

ひたちなか市長



(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ひたちなか市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として(訴訟においてひたちなか市を代表する者は、ひたちなか市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第3条関係)

特 定 建 築 物 報 告 書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

特定建築物の所有者の住所
又は主たる事務所の所在地

特定建築物の所有者の氏名
又は名称及び代表者氏名



(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日 指令第 号で報告の求めのあった次の特定建築物に
ついては、ひたちなか市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成8年規則第2
1号)第3条第2項の規定により関係図書を添えて報告します。

- 1 特定建築物の位置
- 2 特定建築物の用途
- 3 特定建築物の規模

(添付図書)

様式第4号(第4条関係)

建築物計画認定通知書

第 号
年 月 日

(建築主事)

殿

ひたちなか市長



建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第1項の規定に基づき申請のあった下記の耐震改修の計画について、同条第3項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により通知します。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の用途
- 4 建築物の規模

認定計画変更認定申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
及び代表者氏名

印①

(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日付け 第 号により計画認定を受けた計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第9条第1項の規定による変更の認定を申請します。

(下欄には記入しないでください。)

受付欄	決 裁 欄	認定番号欄
		年 月 日
		第 号
		係員印

(第2面)

計画変更の概要

項 目	変 更 前	変 更 後

様式第6号(第5条関係)

認定計画変更認定通知書

第 号
年 月 日

殿

ひたちなか市長



下記による計画の変更については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第9条第2項において準用される同法第8条第3項の規定に基づき認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築物の位置
- 3 建築物の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 延べ面積
 - (3) その他の事項
- 4 計画変更の概要

様式第7号(第6条関係)

認定建築物報告請求書

指令第 号

認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地

認定事業者の氏名又は
名称及び代表者氏名

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

上記認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第10条の規定により次の事項に関し報告を求める。

年 月 日

ひたちなか市長



(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ひたちなか市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として(訴訟においてひたちなか市を代表する者は、ひたちなか市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第6条関係)

認定建築物報告書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地

認定事業者の氏名又は
名称及び代表者氏名



(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日指令第 号で報告の求めのあった次の認定建築物については、ひたちなか市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成8年規則第21号)第6条第2項の規定により関係図書を添えて報告します。

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

(添付図書)

様式第9号(第7条関係)

認定建築物改善命令書

指令第 号

認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地

認定事業者の氏名又は
名称及び代表者氏名

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

上記認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第11条の規定により 年 月 日までに次の事項の改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

年 月 日

ひたちなか市長



(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ひたちなか市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として(訴訟においてひたちなか市を代表する者は、ひたちなか市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号(第8条関係)

認 定 計 画 取 消 書

指令第 号

認定事業者の住所又は
主たる事務所の所在地

認定事業者の氏名又は
名称及び代表者氏名

- 1 認定建築物の位置
- 2 認定建築物の用途
- 3 認定建築物の規模

上記認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第12条の規定により計画の認定を取り消す。

年 月 日

ひたちなか市長



(理由)

(不服申立てに係る教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、ひたちなか市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、ひたちなか市を被告として(訴訟においてひたちなか市を代表する者は、ひたちなか市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき。)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第3条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第4条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第5条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第6条関係)
様式第9号 (第7条関係)
様式第10号 (第8条関係)